

安心の第一歩です
プレジャーボート

PB責任保険



For Safety Cruising

改定 '25.4.2

- ◆漁港やマリーナなどに保管または係留されているプレジャーボートを対象として、日本漁船保険組合が実施する保険です。
- ◆無事故船は最高20%保険料が割引されます。
- ◆海の事故処理に精通している漁船保険が、漁業者との事故解決など、迅速・適切に対応します。

こんなときに保険金をお支払いします。
プレジャーボートの万一の事故に、安心な備えをご提供します。

対人賠償

プレジャーボートの事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 水上オートバイや、水上スキーなどと衝突して、相手を死傷させてしまった場合。
- 遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



対物賠償

プレジャーボートの事故により、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 桟橋や補給設備などのマリーナ等にある施設や航路標識や防波堤などの港湾にある施設に損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などのほか、漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



人命搜索救助費用

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により搜索または救助され、その費用を負担した場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、搜索してもらった場合。



船体搜索救助費用

プレジャーボートの事故により、自船が他の船舶により搜索または救助され、その費用を負担した場合に、他の船舶の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 操船を誤って座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



⚠ 修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



日本漁船保険組合

<後援> 水産庁

ご加入の 対象

5トン未満のプレジャーボート（プレジャーモーターボート・釣舟・プレジャーヨットなど） が加入できます。

※ 漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

保険料（1年間）

保険金額	モーターボート				ヨット	
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超	8m以下	8m超
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	10,200	14,700
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	10,700	15,700
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	11,100	16,300
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	11,400	16,800
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	11,800	17,500
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	12,000	17,900
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	12,100	18,200
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	12,300	18,600
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	12,500	18,900
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	12,700	19,200
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	12,900	19,500
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	13,100	19,800
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	13,200	20,100

単位：円

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。

無事故割引

無事故期間1年5%、2年10%、3～4年15%、5年以上20%の割引が適用されます。

団体契約割引

保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

保険金のお支払い

- 保険金のお支払いは、保険金額が上限となりますが、他の船舶乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり50万円、捜索救助費用（人命及び船体の捜索救助費用を合算したもの）は1事故200万円を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。
- 支払われる保険金から控除される免責金はなく、支払保険金が1万円以上の場合に全額お支払いします。
- 人命及び船体の捜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、食料及び乗組員の給料をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 自船の乗船者（出港時に乗船していた方などを含みます）に対する賠償責任
- 被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- 陸上で生じた損害（上架施設に保管中の場合を除きます）
- 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類品の財物に与えた賠償責任による損害
- 人命及び船体の捜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるものなど。
- 法令に違反して保険に係るプレジャーボートを運航した場合に生じた損害
- 保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボート又はその運航につき通常行すべき管理その他損害の拡大防止又は軽減を怠ったときなど

△ PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご加入の手続き

ステップ 1 「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意のうえ、下記の漁船保険組合または指定された漁業協同組合、マリナー、販売店などまでご連絡ください。



ステップ 2 ご加入内容のご相談の後、加入申込書と保険料送金用紙等をお送りいたします。



ステップ 3 保険開始日以前に、加入申込書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

ご契約の際のご注意

- 告知義務（ご契約時に重要な事項を申し出ていただく義務）：ご契約の際には、申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるか（この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。）、または保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約の無効：保険契約をした当時、次の事実があるときには、保険契約は無効になります。
 - ・保険契約に関し、申込人、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき。
 - ・すでに事故が発生していたとき、または生じ得ないこととなったとき。
 - ・艇に重大な欠陥が内在しているとき。
- 保険料領収前に生じた事故：保険料（追加保険料を含みます。）を領収する日以前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- この保険は、示談交渉付きではありません。
- PB責任保険では、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなしてごん補します。

ご契約後のご注意

- 保険加入者証：保険加入者証が、1ヶ月以上経過しても届かないときは、お手数ながらご照会いただきますようお願いいたします。ご照会に際しましては、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）などをご連絡願います。
- 通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に連絡していただく義務）：ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生じた場合、直ちにご通知ください。
 - ・プレジャーボートの譲渡 ・プレジャーボートの用途変更 ・プレジャーボートの保管場所の変更又は保管施設の改造 ・プレジャーボートの船名の変更 ・保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の氏名若しくは名称または住所の変更 ・保険に関する事項につき代理人の設定または解除 ・プレジャーボートへの先取特権、抵当権その他の物権または質権の設定、変更または消滅
- 事前の通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じることとなった場合に連絡していただく義務）：ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生ずることとなった場合、あらかじめご通知ください。
 - ・プレジャーボートの改造 ・プレジャーボートのエンジン換装 ・他の保険契約の締結
 - ・艇の入替（新たに別のプレジャーボートを取得される場合には、保険を新たなプレジャーボートに引継ぐことができます。ただし、5トン区分（未満／以上）に変更がある場合は保険を引継ぐことができません。）
- 保険の失効：次の事由が発生した場合には保険契約の効力が失われます。
 - ・プレジャーボートの解体 ・プレジャーボートの所有権の移転等 ・プレジャーボートの所有者又は使用者の死亡・解散・破産 ・プレジャーボートの漁船登録の取得
- 保険料の払戻し：保険料を払戻しできるのは、保険の失効、プレジャーボートの滅失、沈没、盗難等、及び艇又はエンジンの入替等、一定の事由が発生した場合に限られております。なお、払戻保険料は未経過期間に対する保険料に定率を乗じた額となります。詳しくは、お問い合わせください。

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。
事故時に救助等の手配を行うものではありません。

フリーダイヤル ☎ 0120-661-104

（平日午前9時から午後5時まで）

- この保険の対象となる事故が発生した場合は、ただちにプレジャーボート保険クレームデスクまでご連絡ください。ご連絡がなかったり、著しく遅れた場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- ご契約確認のため、「加入者カード」または「加入者証」をご用意ください。
- 賠償責任について、相手側と示談される場合は、必ず事前に引受漁船保険組合に通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では、被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

お問合わせ先・引受（加入手続き・各種変更手続き等）

漁船保険
とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、約14万7千隻の漁船と約2万隻のプレジャーボートが加入しています。

Let's Visit!! 日本漁船保険組合ホームページ <https://www.ghn.or.jp/>